

京銀 IC キャッシュカード規定

1. IC カードの発行等

- (1) 京銀 IC キャッシュカード（以下「IC カード」といいます。）とは、当行が普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。）および貯蓄預金（以下これを「預金」といいます。）について発行する京銀キャッシュカードおよび京銀総合口座 RICH 当座貸越契約書（以下「契約書」といいます。）に基づき発行する京銀 RICH カードのうち、IC チップを搭載したキャッシュカードをいいます。
- (2) この規定に定めのない事項については、預金について発行した IC カードは京銀キャッシュカード規定、契約書に基づき発行した IC カード（以下「RICH カード」といいます。）は京銀 RICH カード規定により取扱います。

2. IC カードの利用

- (1) IC カードの利用にあたっては、あらかじめ第 4 条に定める指静脈情報の登録を行ってください。
- (2) IC カードは、次の場合に利用することができます。
当行および当行がオンライン現金自動預金機・現金自動支払機の共同利用による現金預入業務、現金支払業務、振込業務を提携した金融機関等（以下「提携先」といいます。）の現金自動預入払出兼用機（現金自動支払機を含みます。以下「自動機」といいます。）を使用して預金の払戻し（当座貸越による払戻しを含みます。）をする場合等京銀キャッシュカード規定第 1 条（RICH カードの場合は、京銀 RICH カード規定第 2 条）に定める取引をする場合
その他当行所定の取引をする場合
- (3) IC カードは当行および提携先所定の時間帯に限り利用することができます。ただし、一部の提携先では、提携先の都合により、IC カードが利用できない自動機を設置している場合があります。当該提携先では、前項の規定にかかわらず、IC カードの利用はできません。

3. 指静脈認証

指静脈認証とは、当行との間の銀行取引において、預金者本人であることの確認手段の一つとして用いる認証方式で、IC カード上の IC チップに当行所定の機器、操作および手続により預金者の指静脈パターンを登録（登録した指静脈パターンを「指静脈情報」といいます。）し、これを当行または提携先所定の機器により当該預金者の指静脈パターンと照合することにより認証を行うものをいいます。なお、指静脈情報は、IC カード上の IC チップ内のみに登録・保管し、当行は情報を保有しません。

4. 指静脈情報の登録

- (1) 指静脈情報の登録は、当行本支店の窓口にて取扱います。本人が書面によって当行本支店の窓口にて、IC カードを添えて申し込んでください。
- (2) 前項の申し込みを受けた場合、当行は当行所定の方法により本人確認を行い、申込内容を確認して、当行所定の機器により IC カード上の IC チップに指静脈情報を登録します。（IC チップに指静脈情報が登録された IC カードを「登録済 IC カード」といいます。）なお、十分な本人確認ができない場合には、当行は指静脈情報の登録をおことわりすることがあります。

5. 指静脈情報の利用範囲

- (1) 登録済 IC カードにより、当行または提携先所定の指静脈認証機能付現金自動預入払出兼用機（以下「指静脈認証対応機」といいます。）を使用して、預金の払戻しその他当行所定の取引（以下「払戻し等」といいます。）をする場合には、指静脈認証による本人確認を行います。
- (2) その他、当行が必要と認めた場合は、指静脈認証による本人確認を行います。

6. 暗証・指静脈情報の照合等

- (1) 当行は、自動機の操作の際に使用された IC カードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証が一致していることを当行所定の方法により確認のうえ、払戻し等を行います。
- (2) 登録済 IC カードが指静脈認証対応機で使用された場合には、当行は前項によらず、指静脈情報について当行または提携先所定の機器によって同一性が認定され、かつ指静脈認証対応機の操作の際に使用された登録済 IC カードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証が一致していることを当行所定の方法により確認のうえ、払戻し等を行います。なお、この場合における 1 回および 1 日あたりの払戻し等は、当行または提携先所定の金額の範囲内とします。ただし、京銀キャッシュカード規定第 8 条（RICH カードの場合は、京銀 RICH カード規定第 8 条）に定める支払限度額の制限は受けません。
- (3) 前 2 項の場合、IC カードまたは暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、京銀キャッシュカード規定第 15 条、第 16 条（RICH カードの場合は、京銀 RICH カード規定第 15 条、第 16 条）に定める場合を除き、当行および提携先は責任を負いません。

7. 代理人による IC カードの利用

- (1) 代理人（同居の親族 1 名に限ります。）による預金の預入れ（当座貸越金の返済を含みます。）・払戻しおよび振込の依頼をする場合には、本人から代理人の氏名、暗証を届出てください。この場合、当行は代理人のための IC カードを発行します。なお、第 4 条に定める指静脈情報の登録は、代理人の同意を得て、本人から申し込んでください。
- (2) 代理人カードについては、契約書に基づく当座貸越による払戻しには使用できません。
- (3) 代理人の IC カードの利用についても、この規定を適用します。

8. 認証装置の障害時の取扱い

指静脈認証を行う当行または提携先所定の機器に障害が生じた場合、その他の相当の事由がある場合は、指静脈認証対応機による払戻し等を一時的に中止する場合があります。また、当行および提携先に故意、重大な過失がない場合は、当行および提携先は免責されるものとします。

9. IC カードの有効期限

- (1) IC カードの有効期限は、発行月の 5 年後の応当月月末とします。有効期限経過後、当該 IC カードは無効となります。
 - (2) RICH カードの有効期限は、前項の規定にかかわらず、契約書に定める取引期限とし、契約書に定める取引期限が延長された場合には、自動的に延長します。ただし、延長された取引期限が発行月の 5 年後の応当月月末以降となる場合には、発行月の 5 年後の応当月月末を有効期限とします。有効期限経過後、当該 RICH カードは無効となります。
 - (3) 契約書に定める当行との約定により京銀総合口座 RICH 取引が終了した場合には、使用中の RICH カードは有効期限のいかんにかかわらず無効とします。
 - (4) 前項の規定により RICH カードが無効となった場合には、直ちに RICH カードを当店に返却してください。ただし、当行が預金口座について RICH カードの利用を認めた場合には、前項の規定にかかわらず、RICH カードは発行月の 5 年後の応当月月末まで引続き有効とします。この場合、この規定に定めのない事項については、第 1 条第 2 項の規定にかかわらず、京銀 RICH カード規定にかえて京銀キャッシュカード規定により取扱うものとします。
 - (5) 有効期限（発行月の 5 年後の応当月月末の有効期限）に限りません。以下同じです。到来時には、有効期限を更新した新しい IC カードを送付します。新しい IC カードが届いた場合、すみやかに指静脈情報の登録を行ってください。
 - (6) 有効期限が到来した IC カードについては、本人の責任において廃棄してください。
- ## 10. カード発行手数料
- (1) IC カードの発行（再発行、有効期限到来による IC カードの更新を含みます。）にあたっては、当行所定のカード発行手数料をいただきます。
 - (2) 有効期限到来による IC カード更新時のカード発行手数料は、通帳および払戻請求書なしで、その IC カードを発行した預金（当座貸越）口座から自動的に引落します。カード発行手数料の引落しができない場合は、IC カードの利用をおことわりすることがあります。この場合、当行からの請求がほしい直ちに IC カードを当店に返却してください。

11. IC カードの解約等

この場合、IC カードは解約となります。この場合には、IC カードを当店に返却してください。

本人から IC カードの解約の申し出があった場合

本人から指静脈情報の削除の申し出があった場合

当行普通預金規定、貯蓄預金規定または総合口座取引規定により預金口座が解約となった場合

12. 京銀キャッシュカード・京銀 RICH カードの取扱い

IC カードの発行に伴い、IC カードを使用されたとき、IC カード上の IC チップに指静脈情報を登録したとき、もしくは当行が定める一定期間を経過した後は、預金（当座貸越）口座の京銀キャッシュカード・京銀 RICH カード（以下これを「旧カード」といいます。）は無効となります。使用中の旧カードは第三者に使用されることのないよう本人の責任において廃棄してください。なお、IC カード発行後についても、旧カードの偽造、盗難、紛失等により生じた損害については、京銀キャッシュカード規定第 15 条、第 16 条（RICH カードの場合は、京銀 RICH カード規定第 15 条、第 16 条）に定める場合を除き、当行は責任を負いません。

13. 規定の変更

この規定は、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更することができるものとします。

【個人情報保護法関連事項】

IC カードの申込者および申込者の代理人は、当行が次の目的のために IC カード上の IC チップに自己の指静脈情報を登録・保管することに同意します。

- (1) 指静脈情報は、当行または提携先所定の機器により、申込者またはその代理人の指静脈パターンと IC チップに登録・保管した指静脈パターンを照合することにより、当行との間の銀行取引について当行が預金者本人またはその代理人であることの確認手段の一つとして使用します。
- (2) 指静脈情報を利用する当行との間の銀行取引については、原則として次に定めるところによります。
登録済 IC カードにより、指静脈認証対応機を使用して、払戻し等をする場合
その他、当行が必要と認めた場合（ただし、銀行法施行規則等により、適切な業務運営その他の必要と認められる場合に限り。）

以上

（平成 22 年 1 月 12 日現在）